

『建網漁による採捕許可』の追加申請について

梶原町では、ルールに基づいたうえで町内での資源の有効利用を図るため、県との協議を踏まえ、火光利用によるアユ建網漁、日中に行う建網漁について県に採捕許可申請を行っております。

令和6年度より、採捕許可期間を3年間としておりますが、昨年度までに申請できなかった方等のため、**追加申請**の受付を行います。

なお、申請については実際に採捕を希望される方に限り行うこととします。

今回の申請による採捕許可期間は

令和8年8月1日～令和9年7月31日

(うち、採捕可能期間は 8月1日～12月31日)

※申請用紙は、まちづくり産業推進課（役場本庁舎2階）にあります。

※令和6年度又は令和7年度に申請いただいた方は、今回申請の必要はありません。

<申請者について>

①火光利用アユ建網漁



申請者（許可者）



従事者2名

※夜間に行うのは危険であるため、従事者は2名とする。

②日中に行う建網漁



申請者（許可者）



(従事者)

※1人でも可。
ただし、一緒に漁をすると想定される方を従事者とする。

※①、②どちらか一方の申請でも構いません。

※採捕期間終了後に採捕数や写真の提出が必要です。

申請〆切：令和8年6月19日（金）

【お問合せ先】

梶原町役場 まちづくり産業推進課
農業商工係

TEL 0889-65-1250